

議案第40号

京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和7年8月20日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、預かり保育の定員を園ごとに柔軟に変更できるようにするため、提案するものである。

京田辺市教育委員会告示第 号

京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示（案）

京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成26年京田辺市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「定期利用と一時利用を合わせて35人とする」を「園長が別に定める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年9月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示による改正後の京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の規定による預かり保育の実施に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(定員) 第8条 預かり保育の定員は、<u>園長が別に定める。</u></p>	<p>(定員) 第8条 預かり保育の定員は、<u>定期利用と一時利用を合わせて35人とする。</u></p>	<p>預かり保育の定員を園によって柔軟に変更できるようにするため。</p>

(趣旨)

第1条 この告示は、保護者の子育てを支援するとともに、質の高い幼稚園教育を広く提供するため、京田辺市立幼稚園園則(平成27年京田辺市教育委員会規則第2号。以下「園則」という。)第10条第2項の規定に基づき、京田辺市立幼稚園が実施する預かり保育に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年京田辺市条例第2号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(実施園)

第3条 預かり保育は、京田辺市立幼稚園全園(以下「実施園」という。)で実施する。

(利用の種類)

第4条 預かり保育の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期利用 1月単位で利用する場合
- (2) 一時利用 1日単位で利用する場合

(対象者)

第5条 預かり保育の対象者は、当該実施園に在籍する園児で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者の就労・就学、傷病・出産、家族の介護・看護等により、教育課程の時間外に、一定期間預かり保育を受けることが必要な者
 - (2) その他園長が必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としな^い。
- (1) 保護者に条例第5条に規定する預かり保育利用料又は京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京田辺市条例第19号)第13条第4項各号に掲げる費用の未納がある場合
 - (2) 感染症の疾病にり患していると認められる場合
 - (3) 入院治療を受ける必要がある程度の負傷をし、又は疾病にり患していると認められる場合
 - (4) その他園長が適当でない^と認める場合

(実施日)

第6条 預かり保育の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の各号に掲げる日は実施しない。

- (1) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
- (2) 8月13日から同月16日までの日
- (3) 園則第5条第1項第2号、第7号及び第8号に規定する休業日

(実施時間)

第7条 預かり保育の実施時間は、午前8時から午前8時45分まで及び幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後から午後6時までの間で園長が指定する時間のうち、保護者が希望する時間とする。ただし、長期休業日等^{にあつては}、午前8時から午後6時までの間で園長が指定する時間のうち、保護者が希望する時間とする。

(定員)

第8条 預かり保育の定員は、定期利用と一時利用を合わせて35人とする。

(申込み及び決定)

第9条 預かり保育の定期利用を希望する保護者は、あらかじめ預かり保育(定期利用)登録申込書(別記様式第1号)に必要書類を添えて園長に提出しなければならない。

2 預かり保育の一時利用を希望する保護者は、あらかじめ預かり保育(一時利用)申込書(別記様式第2号)を園長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ないときは、園長の指定する日以後、速やかに提出しなければならない。

3 園長は、前2項の申込書の内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。

(変更の届出等)

第10条 前条第3項の規定による決定を受けた保護者は、利用の内容に変更等が生じたときは、預かり保育(定期利用・一時利用)利用辞退・変更・追加届(別記様式第3号)を速やかに園長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定期利用の登録を受けた保護者が登録を辞退しようとするときは、預かり保育(定期利用)登録辞退届(別記様式第4号)を速やかに園長に提出しなければならない。

(利用の決定の取消し)

第11条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に掲げる対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申込みその他不正な手段により預かり保育の利用の決定を受けたとき。
- (3) その他預かり保育の利用を継続することが困難であると認めたとき。

(預かり保育利用料等)

第12条 預かり保育を利用する保護者(以下「利用者」という。)は、条例の定めるところにより預かり保育利用料を納付しなければならない。

2 利用者は、長期休業日等において午後保育を利用する場合は、前項の預かり保育利用料のほか、実費相当額の給食費を支払わなければならない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第9条の規定による申込及び決定並びに第10条の規定による届出は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成27年4月1日教委告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(京田辺市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止)

2 京田辺市立幼稚園預かり保育事業実施要綱(平成17年京田辺市教育委員会告示第1号)は、廃止する。

附 則(平成29年2月13日教委告示第2号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月26日教委告示第5号)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(令和4年6月16日教委告示第3号)

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和4年12月23日教委告示第6号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による改正後の京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱第9条の規定による申込み及び決定並びに第10条の規定による届出は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和7年2月19日教委告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による改正後の京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の規定による預かり保育の実施に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

議案第41号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、別紙の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月20日提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立図書館協議会委員の任期が令和7年8月24日付けで満了となることから、別紙の者に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年8月25日から令和9年8月24日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
社会教育の関係者	西津 恵子	社会教育委員

参考資料

京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
西津 恵子	社会教育の関係者	R7. 8. 25～ R9. 8. 24	委嘱	再任	
原田 隆史	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
島谷 千織	家庭教育の関係者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
村木 美紀	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
森崎 亮子	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
岩城 雄大	社会教育の関係者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
上原 正章	学校教育の関係者	R7. 6. 19～ R9. 6. 18	委嘱		

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月30日

条例第1号

改正 平成14年7月10日条例第22号

平成24年3月30日条例第11号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和30年田辺町条例第6号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻40番地

（分室）

第3条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山1番地の1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥22番地の2 京田辺市立中部住民センター内

（職員）

第4条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

（利用者の秘密を守る義務）

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行)

附 則 (平成14年7月10日条例第22号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。